

日本・スペイン・ラテンアメリカ学会(CANELA)規約

日本・スペイン・ラテンアメリカ学会(CANELA)は、スペイン語圏と日本に関連するテーマを研究し、深めること目的とする学術団体である。

I. 学会の目的および組織

第1条 本学会は、以下のテーマについて研究・議論を行うことを目的とする。

1. スペイン語圏および日本の文学、思想・歴史
2. スペイン語圏における言語教授法
3. 言語学

第2条 本学会は、総会における単一の組織であるが、以下の4部会に分かれて機能する。

- A. 文学
- B. 思想・歴史
- C. 教授法
- D. 言語学

第3条 本学会の会員は、科学的な倫理規範を遵守しながら活動を行うものとする。

第4条 本学会は、すべての会合および活動をスペイン語で行うことを原則とする。

第5条 本学会の会員は、正会員および名誉会員で構成される。

5.1. 正会員: 正会員は、理事会の承認を受けた者とする。

5.1.1. 正会員の権利

1. 本学会の会合に出席し、研究成果を発表する権利
2. 総会での発言および投票権
3. 理事会の役員を選出する権利、および選出される資格
4. 本学会の機関誌『Cuadernos CANELA』の定期購読

5.1.2. 正会員の会費 正会員は、総会で決定された年会費を納めるものとする。ただし、以下の条件を満たす正会員に対しては、減額された会費が適用される場合がある。

1. 学生会員: 大学院生など、主な活動が学業である者。
2. 退職会員: 定職を持たず、安定した収入のない退職者。

5.1.3. 会費減額を受けている正会員は、理事会の役職に就くことができない。

5.2. 名誉会員: 理事会の承認により、以下の者を名誉会員として迎えることができる。 1. 在任中の外交官

2. 本学会の各部会において優れた業績を持つ大学教授・研究者・専門家
3. 本学会の正会員として10年以上の在籍経験があり、各部会の分野において顕著な研究

業績を有する者、または本学会に特別な貢献をした者

5.2.1. 名誉会員の権利

1. 本学会の会合に出席し、研究成果を発表する権利
2. 『Cuadernos CANELA』の定期購読
3. 総会への出席および発言権を持つが、投票権は有しない

5.2.2. 名誉会員は、総会で決定された年会費の支払いを免除される。

第6条 理事会は、以下のいずれかの理由により、会員の資格を停止または除名することができる。

1. 総会で定められた期間内に会費を納入しなかった場合。
2. 職業倫理または学問的倫理に著しく違反した場合、または本学会に重大な損害を与えた場合。該当する会員は、理事会に対して弁明を行う機会を与えられる。理事会は、決定の理由を総会に報告しなければならない。

II. 本学会の組織

第7条 (統治機関)

本学会は、総会および理事会によって運営される。

7.1. 総会の役割

総会は、正会員および名誉会員で構成され、以下の事項を遂行する。

1. 理事会の会長を選出する。
2. 第9条、第10条、第11条に関するすべての活動について報告を受ける。
3. 会費額を決定する。
4. 本規約の改訂・修正を承認する(出席した正会員の3分の2以上の賛成が必要)。
5. 総会の決議が有効となるためには、出席した正会員の過半数の賛成が必要。
6. 理事会の会長は、本学会の会長を兼任し、総会の議長を務める。

7.2. 理事会の構成

理事会は以下の役職で構成される。

- 会長
- 副会長
- 会計
- 事務局長
- 『Cuadernos CANELA』編集者
- 各部会(文学、思想・歴史、教授法、言語学)の責任者(理事会の執行書記として参加)

III. 理事会役員を選出

第8条 (選出手続き)

8.1. 会長の選出資格

理事会の会長に立候補できる正会員は、以下の条件を満たす者とする。

- a) 総会開催時点で、正会員として5年以上の在籍歴があること。
- b) 学生会員または退職会員の会費減額を受けていないこと。
- c) 日本に居住していること。

8.2. 選挙候補者の選定

- 総会開催前に、理事会は会長候補になり得る正会員のリストを作成する。
- 正会員による事前投票を行い、リスト内の候補者から3名を推薦する。
- 最も多く票を得た5名を、総会における正式な立候補者として指名する。

8.3. 総会での選挙手続き

- 理事会の新メンバーを選出する総会は、2回に分けて行われる。
- 第1回会議(会長選出):
 - 投票前に、会長は正会員の中から3名の選挙管理者を指名し、選挙の公正性を監督させる。
 - 無記名投票により、3分の2以上の得票をもって会長を選出する。
 - 第1回投票で過半数を得られない場合:
 - 2回目の投票でも3分の2の得票が必要。
 - 3回目および4回目の投票では、過半数(50%以上)の得票が必要。
 - 5回目以降の投票では、単純に多数決とする。

8.4. 理事会のその他の役員の選出は、以下の条項に示される通りに総会の第2回会議で行われる。

8.4.1. 指名と承認

- 会長が、副会長、会計、事務局長、編集者を指名し、選出された各部会の代表と共に、その提案を総会の承認にかける。

8.4.2. 各部会の代表(執行書記)の選出

- 各部会の代表は、それぞれの部会に所属する正会員による多数決で選出される。

8.5. 任期と再選

- 理事会の役員の任期は2年間とし、同じ役職には1回のみ連続再選可能とする。

8.6. 理事会役員の解任

8.6.1. 会長の解任

- CANELAのいかなる会員も、理事会の会長の解任を総会に提案することができる。
- 解任提案は総会において1回の投票で行われ、投票総数の3分の2以上の賛成をもって可決される。
- 可決された場合、1か月以内に新しい会長を選出する選挙を実施する(第8.1、8.2、8.3の規定に従う)。
- 解任された会長は、次期選挙の候補者にはなれない。

8.6.2. その他の役員の解任

- 理事会の会長は、副会長、会計、事務局長、編集者を解任する権限を有する。
- 解任後、会長は新たな役員を指名し、その承認を総会に求める。

8.6.3. 各部会の代表(執行書記)の解任

- 理事会は、各部会の代表の解任および規定外の時期での選出を総会に提案できる。
- 総会で承認された場合、第8.4.2の規定に従い、新たな責任者の選出が行われる。
- 現職の代表も、再選に立候補できる。
- 再選された場合、任期は継続とみなされる。

8.7. 理事会役員の辞任

- 任期満了前に役員が辞任した場合、該当する選出手続きに従い、新たな役員を選出する。
- 新しい理事会は総会の承認を受けなければならない。

IV. 理事会の権限

第9条(理事会の権限)

9.1. 理事会の職務

1. 定期会議および臨時会議を開催する。
 2. 本学会の運営に関する計画・実行・評価を行う。
 3. 本学会の利益となる施策や計画を立案・実施する。
 4. 新規の正会員を承認する。
 5. 年次大会の開催日と開催地を決定し、学術以外の活動も企画する。
 6. 名誉会員の承認を行う。
 7. 本学会の本部を決定する(原則として、現職会長の勤務先を優先とする)。
 8. 予算を承認し、本学会の財務状況を管理する。
 9. 学術誌『Cuadernos CANELA』を発行する。
 10. 財務監査人を任命し、その情報を新会計年度の開始時に総会に報告する。
 11. 第6条に基づき、会員の除名を承認する。
- ##### 9.2. 理事会の会議と決議の有効性
- 理事会の会議および決議が正式に有効となるためには、理事会構成員の過半数の承認が必要である。

V. 理事会の役員

第10条

10.1. 会長

10.1.1. 役割

- 会長は本学会の公式代表および法的代表者となる。

10.1.2. 会長の職務

1. 本学会の目的と使命が達成されるよう監督する。

2. 理事会および総会を招集し、議長を務める。
3. 理事会および総会の議事録に署名する。
4. 本学会の財政、スポンサーシップ、管理運営費やイベント資金の調達に必要な手続きを行う。
5. 緊急時には決定を下す(決定事項は速やかに理事会へ報告する)。

10.2. 副会長

10.2.1. 役割

- 副会長は、会長の指示に従い補佐する。

10.2.2. 代理権限

- 会長が出席できない場合(イベント参加不可・辞任・病気など)、その職務を代行する。

10.3. 会計

- 会計の職務は以下の通りとする。

1. 本学会への寄付・資金提供を受け入れ、記録する。
2. 本学会の会計帳簿を管理する。
3. 会員の会費を徴収し、適切に管理する。
4. 理事会および総会に対し、財務報告を提出する。
5. 財務管理に関する理事会の決定を遵守する。

10.4. 事務局長

- 事務局長の職務は以下の通りとする。

1. 総会、理事会、および本学会に関連する文書の議事録を作成する。
2. 会員リストを最新の状態に保つ。

10.5. 編集者

- 編集者の職務は以下の通りとする。

1. 各部会の代表とともに編集委員会を主宰する。
2. 学会誌『Cuadernos CANELA』(毎年)およびその他の出版プロジェクトを担当する。

VI. 各部会と代表

第11条

11.1. 部会への所属

- 正会員は、本学会内のいずれかの部会に所属する。

11.2. 各部会の代表の選出

- 各部会の正会員は、所属する部会の代表を選出し、選出される権利を持つ。
- ただし、会費の減免措置を受けている正会員(学生・退職者)は選出対象外とする。

11.3. 選出方法

- 各部会の代表は、相対多数の支持を得た候補者が選出される。

11.4. 理事会・編集委員会への参加

- 各部会の代表は、理事会の執行書記として参加し、『Cuadernos CANELA』編集委員会の一員となる。

11.5. 部会運営

- 各部会の活動を計画し、適切な運営を行う責任を持つ。

11.6. 部会の会合

- A・B・C・Dの各部会が学会以外の日程で公式に会合を開く場合、事前に会長の承認を得る必要がある。

VII. 『Cuadernos CANELA』の編集者

第12条

- 『Cuadernos CANELA』編集者の職務は以下の通りとする。

1. 編集委員会の議長として、学術誌の発行を責任持って行う。
2. 学術誌発行のための予算案を作成し、理事会に書面で提出し承認を得る。
3. 『Cuadernos CANELA』の論文掲載を円滑に行うため、新規規定の策定および既存規定の改訂を計画する。
4. 適用される論文投稿規定は、学術誌に掲載し、関係者が参照できるようにする。

VIII. 監査役

第13条

13.1. 任命

- 監査役は、新たに発足する理事会により、任期開始時に任命される。

13.2. 任期

- 監査役の任期は2年間とし、同じ役職に再選される場合は1回限りとする。

13.3. 職務

- 監査役の職務は以下の通り。
- 1. 理事会および本学会の財務管理を監督する。
- 2. 会計から提出された財務報告を確認し、承認する。
- 3. 監査結果を理事会および総会に報告する。

施行 1989年11月17日

改訂 1991年1月18日

改訂 2005年5月28日

改訂 2013年5月19日

改訂 2025年3月24日